

「第2期 広島市の学校における働き方改革推進プラン」の一部改定について（報告）

1 経緯

学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇改善を一体的・総合的に進めるため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の一部が改正された。

同法第8条において、教育委員会は、文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）」を策定することや同計画の実施状況を総合教育会議へ報告することなどが定められた（令和8年4月1日施行）。

2 本市の対応

(1) 実施計画の策定について

指針には、実施計画の策定に当たっての留意事項として第2章第2節(7)に「業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載した既存の計画等があるときは、本指針に即した内容にしつつ、当該計画等を活用することも考えられるものである」と示されていることから、他都市の対応方針も参考に、令和5年7月に策定した「第2期 広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、「プラン」という。）を指針に即した内容となるよう一部改定し、本市の実施計画とした（令和8年3月）。

(2) プランの一部改定内容について

ア プランを実施計画と位置付けることを追記

プラン中、「3 第2期プラン策定に当たっての考え方」「(1)位置づけ」に、「給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」とします。」とする旨を追記した。

イ 実施計画の実施状況を総合教育会議へ報告することを追記

プラン中、「3 第2期プラン策定に当たっての考え方」「(3)進め方と役割分担」「①教育委員会の役割」に、「毎年度、第2期プランの実施状況を本市ホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告します。」とする旨を追記した。